

福島県における野菜類（非結球性葉菜類、結球性葉菜類、アブラナ科の花蕾類及びカブに限る。）の出荷制限等の解除状況（6月1日現在）

地方名	野菜	非結球性葉菜類 ホウレンソウ等	結球性葉菜類 キャベツ等	アブラナ科の花蕾類 ブロッコリー等	カブ
相双地方 <sup>注2)</sup>		5月25日解除	5月25日解除		
いわき地方		5月4日解除	5月4日解除	5月4日解除	5月4日解除
県北地方 <sup>注3)</sup>			5月11日解除		5月4日解除
県中地方 <sup>注4)</sup>		<b>6月1日解除</b>	5月4日解除	5月11日解除	5月4日解除
県南地方		5月4日解除	5月11日解除	4月27日解除	5月18日解除
会津・南会津地方		5月11日解除	4月27日解除	5月18日解除	5月18日解除

注1) 出荷制限が指定されている非結球性葉菜類、結球性葉菜類、アブラナ科の花蕾類については、摂取制限も指示されている。

注2) 相双地方は、新地町、相馬市及び南相馬市（警戒区域、計画的避難区域を除く。）に限る。

注3) 県北地方の計画的避難区域（川俣町の一部）を除く。

注4) 県中地方の警戒区域及び（田村市の一部）を除く。

福島県



県北地方

相双地方

県中地方

会津・  
南会津地方

県南地方

いわき地方

